



資料編

資料編

1. 千歳市景観計画検討会議

	日時	場所	協議事項
第1回	令和2年 8月5日	千歳市役所 議会棟大会議室	・ 景観に関する基本情報について ・ 景観計画策定及び景観条例制定について ・ 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について ・ キウス周堤墓群の世界遺産登録について ・ 景観計画区域、（仮称）景観重点区域について ・ 景観重点区域の景観づくりの考え方について
第2回	令和2年 9月7日	千歳市役所 議会棟大会議室	・ 景観計画区域、景観重点区域について ・ キウス周堤墓群周辺の景観特性と課題について ・ 景観重点区域の景観づくりの方針について ・ 景観重点区域における届出対象行為と景観形成基準について
第3回	令和2年 12月15日	書面会議	・ 基本理念、基本方針について ・ 景観エリアごとの景観づくりの方針について ・ 一般区域における届出対象行為と景観形成基準について ・ 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項について ・ 景観づくりを支える推進方策について ・ 景観条例（案）の報告について
第4回	令和3年 2月22日	千歳市役所 本庁舎会議室 10	・ 千歳市景観計画（素案）の報告

※ 千歳市景観計画検討会議の運営にあたっては、景観の専門家である「千歳市景観アドバイザー」にオブザーバーとしてご参加いただき、景観に関するアドバイスをいただきました。

2. 千歳市景観計画検討会議設置要綱

（設置）

第1条 景観法（平成16年6月18日号外法律第110号）に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定に関し必要な事項を検討するため、千歳市景観計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- （1）景観計画案の作成に関すること
- （2）景観条例案の作成に関すること
- （3）その他前2号に掲げる事務に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、公募による選考及び団体等からの推薦によるものとし、委嘱は行わない。

- （1）学識経験を有する者
- （2）農業、商工、観光関連団体
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他景観に関係する団体
- （5）市民等（市内に通勤又は通学する者を含む。）

3 委員に対する報酬は、支払わない。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から、第2条に定める所掌事務が終了した時までとする。

(座長及び副座長)

- 第5条 検討会議に座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。
 - 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 座長は、検討会議を招集し、会議の議長となる。
 - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

- 第6条 検討会議の庶務は、企画部まちづくり推進課において行う。
- 2 市は、資料、情報等を提供し、オブザーバーの招へい等、市民会議を支援する。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

- この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

3. 千歳市景観計画検討会議委員名簿

委員数：12 名

(任期：令和 2 年 8 月 5 日から所掌事務の終了まで)

	所属	氏名	備考
学識経験を有する者	公立千歳科学技術大学	小林 大二	座長
農業、商工観光 関連団体	千歳商工会議所	伊藤 佑輔	
	千歳観光連盟	斉藤 毅	
関係行政機関 の職員	国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部千歳道路事務所	瓜生 和幸	
	国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部千歳川河川事務所	山口 昌志	
	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部千歳出張所	安田 輝一	
その他景観に 関係する団体	北海道旅客鉄道株式会社	小野 克広	
	北海道建築士会千歳支部	南雲 勇次	
市民等	千歳青年会議所	曙 嘉輝	
	キウス周堤墓群を守り活かす会	廣島 潤子	副座長
	市民公募	北原 三津代	
	市民公募	村中 敬維	

<オブザーバー>

	所属	氏名	備考
景観の専門家	千歳市景観アドバイザー	中井 和子	